

# 議会報編集委員会 記録

1 日 時 令和元年7月19日(金)

開会 午後 2時58分

閉会 午後 3時19分

2 場 所 議会会議室

3 出席議員 9人

委 員 長	成 田 光 雄
副 委 員 長	尾 上 一 彦
委 員	久 保 大 憲
委 員	松 井 邦 人
委 員	泉 英 之
委 員	岡 部 享
委 員	押 田 大 祐
委 員	小 西 直 樹
委 員	松 井 桂 将

4 欠席議員 1人

委 員	金 谷 幸 則
-----	---------

5 欠席議員の代理として出席した者

議 員	竹 田 勝
-----	-------

## 6 職務のため出席した職員

### 【議会事務局】

事務局 長	島	静	一
参事(議事調査課長)	福	原	武
議事調査課長代理	石	黒	隆
議事調査課副主幹	朝	倉	雅
議事調査課調査係長	牧	野	仁
議事調査課主任	田	伏	由

## 7 協議結果について

### 1 とやま市議会だより（No.61）のについて

#### 協議の結果

木下議員の一般質問について、掲載することと決まった。

## 8 会議の概要

委員長 委員各位には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことに御苦労さまです。ただいまから、議会報編集委員会を開会いたします。

本日は、金谷委員にかわり竹田議員が出席されていますので御報告いたします。

協議に先立ち、委員会記録の署名委員に、久保委員、松井邦人委員を指名いたします。

本日の協議事項は、「とやま市議会だより（No.61）の発行について」であります。

具体には、前回の委員会で結論に至らなかった木下議員の一般質問の掲載について、改めて本日、協議をしたいと思います。

まず、私から経緯を説明しますが、きょうに至るまで、木下議員の一般質問の原稿について、本人から取り下げる意向についての確認がとれませんでした。

もし、そういった意向を伺っていれば、それをもって皆さんに再度意見を聞き、集約したいところでしたが、今現在は先週と同様、確認はとれていないという状況であります。

前回もいろいろと意見が出ましたが、このことについて、少し時間もたっていますので、改めて御意見を伺いたいと思います。

竹田議員

私は代理出席している身ではありますが、初めて出席いたしましたので、私の意見だけは申し上げておきたいと、冒頭にお話をいたします。

今回の木下議員の質問を載せるか否かということについては、載せてはいけない、と思っております。

1つに、糾弾決議を全会一致で可決したということをおげます。その後の木下議員の行動は、いわゆる雲隠れと言っている状態、糾弾決議を受けての所信を明らかにしたことは全くありません。このように選良として、公人として、義務も果たさない、責任も果たさないというのはいかなるものかと思えます。私に言わせると、災害に遭った後、もっと大きな2次災害が続いているようであり、大変遺憾に思っております。

したがって、やはりこれは載せてはいけないのだろうと強く、強く思っているわけです。もう一度言いますが、糾弾決議というのは全会一致で決めたわけですから、そこには辞職勧告の意味を含んでいるはずだったのです。それと、今回の新聞報道というのは切り離せないものであり、我々が議員として、議会として、それに沿った同じ向き方をしなければいけないと思えます。

そうでなければ、ベクトルが違うのではないのでしょうか。この間、全会一致したのに、今回は受け入れるような形をとる、恐らくそれには権利などの理由があるのでしょうかけれども、議員としての保障は十分されており、権利も十分あるのです。

したがって、議会報に一般質問を載せるか否かについては議会が決めるわけですから、議会として糾弾決議の重みを考えるならば、やはり載せてはいけないということについて皆さんに賛成していただきたいと思っております。

以上です。

小西委員

確かに、木下議員のその後の行動ややり方は、認めることができない状況だと思えますけれども、本会議で発言し、質問して、当局も答弁されているという中身もあるわけです。

その辺りはどうするのでしょうか。当局だって責任を持って答弁されているというふうに思えます。それを取り消すということには、なかなかならないのではないかと思いますので、木下議員の名前を載せるかどうかは別として、やはり質問なり答弁なりを載せるべきではないかと私は思います。

久保委員

竹田議員と重複するところもありますが、まず大前提として、議会報に掲載しないことは、憲法や法律、条例で定めている個人や議員の権利を侵害するものではないということ、皆さんに御理解をいただかなければならないと思います。

さらに、その上で、糾弾決議は議会としての意思表示であり、全会一致というのは特に大きな意味を持っていると思っています。

この決議文中の、「出处進退は当人が判断することは大前提ではあるが、議会改革を声高に叫びながら、本件事案のごとく、実態は富山市民を欺いてきた議員が、その職にとどまることなど、決して市民は許さない。また、被害者となる複数の職員の心痛に思いをいたすと、謝罪の言葉だけでは、到底済まされるようなことではない」ということに対して、皆さんが賛成をされた上で、木下議員はきょうに至るまで、謝罪の言葉も言っていないという状況であります。

木下議員に、議会として、守られている権利以外のものを付与することは、この決議文ならびに決議を採択したことに対して反する行動にほかなりません。私は、議会で決したことを議員が率先して守らなければ、今後の議会改革に悪い影響が出てくると思います。

例えば、請願を採択した際に、議員がそれに対して反した行動をとってもよいという前例になってしまうでしょう。

また、今後、議会改革を進めて議会の権能強化を図り、努めていくときに、将来的に当局の予算などに附帯決議をつけようというようなことで、議会としてしっかりと意思表示をしていこうといった際に、そもそも議会で決めたことを議員が守らないのに、当局に強制力のない附帯決議を守らせることができるのかということ、それすらも危うくなってくると考えます。

先ほど言ったとおり、既に木下議員は糾弾決議を完全に無視しているような状態であり、議会及び議決の形骸化が顕著になってきていると思います。

その中で、議会報に掲載することになれば、現在どこにいるかわかりませんが、木下議員に対して誤ったメッセージを送るばかりか、市民に対して、議会は糾弾決議案と違うことをやっているという誤解を与えかねません。そのため、今回に関しては、木下議員の質問を掲載すべきではないと思います。

岡部委員

竹田議員なり久保委員は、糾弾決議を中心に話をされておりますが、私はやはり議会で



の決定と議員としての活動は別の考えが必要ではないかとも思っています。

前回、7月11日の編集委員会以降、少し市民の皆さんのご意見も聞きました。

議会での決定は議会の決定、糾弾決議等でもあったというふうには思っていますが、市民の皆さんはどう考えるかというところを少し、何名かの方に聞き取りをしました。

私が聞いた中では、載せるべきでないという数名の方の意見もありましたが、なぜそれを削るのかという意見が多くありました。それは、議員としてこういう活動をして、先ほど小西委員も言いましたように、当局の答弁も受けていると、そのことを生かさないとことこのほうがおかしいのではないかという意見が非常に多かったわけであります。

別に擁護するわけではございませんが、市民の皆さんの感覚からすれば、それでは、ほかの問題を起こした、あるいは疑義のある人のものはいいのかと、こういうことまでお話しになるのではないかと、聞かれるということもありますから、そこも踏まえて、議会の決定と議員の活動というのは、少し切り離して考えるべきではないかと思っております。もう少し踏み込んで言えば、例えば削りましたよといったときに、なぜ削ったのですかという

ことに対して、どう説明するのかということも大事だろうというふうに思っています。当然、載せたら載せたで、何で載せたのかという話もあるだろうと思いますが、むしろ削って説明をするほうが、僕は難しいのではないかと、こういうふうに思っております。

竹田議員

続けて発言することを、お許してください。

やはり削った場合は、削った理由を確かに記載することが必要かと思えます。全会一致で糾弾決議がされたものですから、不適切な言動を本人がとっていて、その後も何ら出てきていないし、何の意思表示もないと、これはさきほども言いましたが、2次災害に遭ったといえるでしょう。それは、載せておけば、大方の市民は理解をしてくれるのではないかと思います。逆に、載せた場合の市民の反応のほうが、もっと怖いと思うのですね。

今、岡部委員が言われました、何人かに聞いたら、そちらの意見のほうが多かったというお話もありましたが、いずれにしてもエビデンスがない話です。私自身の発言もそういう面ではエビデンスがないわけですが、私は、はるかに、何で載せているのかということ、議会は何を考えているのかということ、全会一致で糾弾決議をした意味合いを、議会とし

てその意思を継続して、それを尊重しようという意思はないのかということで、かえって今度は議会側が糾弾されるのではないかということ进行を思います。  
以上です。

泉委員

きょうのこの日まで迷っていたのですけれども、今さっき木下議員が自動車をとりに来たという話を聞いて、ちょっと愕然としました。自分のマイカーをとりに来たらしいのですが、なぜ議員たるものが、公の立場で、きちんと自分のことを発表できないのか。

そういう面も含めてなのですが、今回、たまたま議会報編集委員会の中での話ですが、今後、富山市が議会改革を進める中においては、やっぱり何らかのラインが要るのだろうというような気がしました。

ですから、糾弾決議あるいは辞職勧告決議案、そういったものが通ったときの議員に関しては、そのときの、言ってみれば一般質問、そういうものを載せないというようなラインづくりが必要であると、僕がかえって、今、話を聞いた中で思いました。議会報編集委員会においてもそういったところのラインを引くことが、逆に富山市議会の議会改革に当たるのではないかというような気がしましたので、

私もやっぱり載せることには反対です。  
以上です。

久保委員

すみません、自由民主党ばかりで申しわけないのですけれども、先ほど当局の答弁がという話がありましたが、これは全部抜粋ですよ。全ての質問の項目に対して書いているわけではありませので、当局に忖度をして議会報を発行しているわけではない、この点はまず間違えてはならないと思います。

これは、私たちが質問した中で、自分たちの質問の趣旨により、多くの市民の皆さんに知っていただきたいと、より重要なものを抜粋しているわけで、当局のためにつくっているわけではありません。

その上で、今、政治倫理の話も出ておりますし、継続審議に入っているはず。政治倫理を問われる中で、私たちは本当に決議に対する、私たちの高い政治倫理を持って対応する行動というのは、先ほどどなたか言われましたけれども、掲載しないなら、しない理由はしっかりと明確に書きながら、私たちは、こういったことは絶対に許さないという決議を全会一致で採択したという立場にもう一度立ち返っていただいて、これを市民の皆さんにどう説明をしていくのかというのが重要な

のではないかなというふうに思います。  
議員として守られる権利は、議事録でも、またネット上でも閲覧、縦覧できるわけですから、そこは十分担保しているという前提に立っていただいて、賢明な判断を皆さんにしていきたいなというふうに思います。  
私からは以上です。

押田委員

皆さんが言われたとおり、木下議員本人の行動や容疑については人として、その後の行動については、議員として絶対的に受け入れかねるということに関しては皆さんと一緒にです。糾弾決議という非常に重たい意見を尊重するという意味でも一緒にです。  
直ちに議員を辞職することを強く促す決議という形なのですけれども、促してはいるのですが、本人自身が雲隠れをして受け入れていないという現状があります。  
つまり、木下議員はまだ議員であります。非常に理解しがたいと私個人的には思いますけれども、議員であるという一面があります。そうすると、皆さんが言われている尊重しなければいけない部分と議会として、1つ強い意思を持つという部分が非常に判断を難しくさせていると思います。  
正直な話、今の時点では、私はどちらとも言

えないのが正直な気持ちです。

松井桂将委員 前回、11日から本人から音沙汰がないという状況の中で、載せる載せないこととあわせて、結局今回、議会報に加筆をしていただきました。糾弾決議の内容について、全会一致で可決しましたという文言を足していただいたということですね。

要は、載せる載せないの法律的縛りはない中で、我々議員が、当然私どもも、前代未聞の不祥事に対して怒り心頭に発していますけれども、そこは冷静に判断しなければいけないのではないかというふうに思っています。

今、泉委員からもありましたけれども、やはりこういった問題が起きたときに、そういったライン引きを含めて討議をしなければいけないという必要性もひしひしと今感じております。

私、会派としても、やはりそこは本人がこうやって発言したこの事実、それを消すということについて、慎重に取り計らわなければいけないというふうに思っております。私としては、このまま、醜態をさらすようだけれども、載せなければいけないというふうに思っております。

委員会として、やはり全会一致が基本でない

かなと思うのですけれども、委員長、副委員長にお任せをしたいというふうに思います。

委員長

皆さん、大体意見が出たようですが、前回の委員会時と同じく、それぞれの御意見があってまとまらないような状況であります。ただ、今、この編集委員会ではどちらかに決めなければいけないので、まとめていきたいとしたいと思います。

小西委員

この前の委員会の際に議長の意見も伺うとか、何かそういうふうになっていませんでしたか。

委員長

先日の委員会で最後のほうにその話がありましたが、あの当時は木下議員の意向も少し確認できればということで、議長は相談というか、一応話はしましたけれども、当然ですが、議会報編集委員会の決定を尊重すると聞いておりますので、ここで決めた形で報告したいと思っています。

前回の委員会の際には、全会一致ということならば記事を外すということだったかと思えます。今、外すという意見も含めて、それぞれの委員の皆さんの思いを伺いましたが、この委員会で、決め方とすれば、まとまらな

かったというのが事実であります。  
そういった場合は、木下議員の一般質問については掲載することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。  
なお、最終校正の詳細につきましては、正副委員長一任とさせていただきたいと思えます。  
これで、本日の協議事項は終了いたしました。  
これをもって、議会報編集委員会を閉会いたします。



令和元年7月19日  
議会報編集委員会 記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 久保大憲

署名委員 松井邦人